鳥取県特定非営利活動促進法施行条例及び鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正する条例をここに公布 する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 治

### 鳥取県条例第9号

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例及び鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正する条例

(鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第1条 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例 (平成10年鳥取県条例第20号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 略	(趣旨) 第1条 略
(特定非営利活動に含まれる活動) 第1条の2 法別表第20号の条例で定める活動は、鳥取県の地域ならではの資源及び人材を活かし、地域の活力及び魅力を創造する活動とする。	

(鳥取県非営利公益活動促進条例の一部改正)

第2条 鳥取県非営利公益活動促進条例(平成13年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

> 改正後 改正前

名実ともに地方分権が進み、各地方においては、そ れぞれ地域の個性に対応した地域づくりが競い合われれれぞれ地域の個性に対応した地域づくりが競い合われ ている。しかし、住民の価値観やニーズの多様化が著 ている。しかし、住民の価値観の多様化が著しい今 しく、また、少子高齢化、過疎化などの課題が深刻化 日、地域づくりを市町村や都道府県にのみ任せていて している今日、市町村や都道府県だけで地域づくりを 進めることには限界があることは明らかである。我が 県は、人と人、人と地域との結びつきが強く、ボラン ティア活動など各種の社会活動への参加意欲も高いな ど、住民が主体となった地域づくりに取り組んできた 実績がある。今後、住民のニーズや地域の課題に対応 し、個性豊かで活力に満ちた地域づくりを行うために は、地域の特性や実情に応じて、住民が主体的に自分|互いの役割を自覚し合うパートナーシップの関係を確 たちの地域のことを考え、自ら実践していく取組に加立していく必要がある。 <u>え、</u>住民、市町村及び<u>県</u>が連携、協力し合う協働を進

名実ともに地方分権が進み、各地方においては、そ は、理想の社会を実現できないことは明らかである。 個性豊かで活力に満ちた地域づくりのためには、住民 自治の観点に立ち、地域の「自立」に向けて、地域の 特性や実情に応じて、住民自らが自分たちの地域のこ とを決定し、自らが実践していく取組を進めることが 必要になっている。このような時代背景に対応するた めには、住民、市町村及び都道府県が連携、協力し、

我が県では、市町村合併により新たな市町村の枠組 めていく必要がある。地域づくりにおいて積極的に県 | みがつくられ、今後は住民に一番身近なところで地域 民が参画することにより、県民が幸福に暮らすことのの実情や住民ニーズに沿った公共サービスの提供や、

をより活発にし、非営利公益活動が県民からの信頼に 応えられるようにならなければならない。このために は、非営利公益活動団体の協働の推進と支援の充実が 必要であるとの認識に立ち、この条例を制定する。

できる地域社会を実現するためには、非営利公益活動|住民が自らの視点で課題を解決したり、地域づくりが 行えるよう、分権の思想・考え方を行政から住民へと 広げていくことも求められているところである。今後 さらに、個性豊かで活力に満ちた鳥取県土の形成のた めに、県民による非営利公益活動を活発にしていかな ければならない。特に、県民による非営利公益活動の 中核を担うことが期待される非営利公益活動団体の支 援が必要であるとの認識に立ち、この条例を制定す る。

(目的)

る非営利公益活動の促進に関し、基本理念を定め、 非営利公益活動団体、県民及び県の責務を明らかに するとともに、非営利公益活動団体及び県民による 非営利公益活動の促進に関する施策の基本となる事 項を定め、もって県民の参画に基づく個性豊かで活 力に満ちた地域社会の実現に資することを目的とす る。

(定義)

- 第2条 この条例において「非営利公益活動」とは、 次に掲げる活動であって、不特定かつ多数のものの 利益の増進に寄与することを目的とするものをい う。
  - $(1)\sim(3)$  略
  - (4) 観光の振興を図る活動
  - (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
  - (6) 略
  - <u>(7)</u> 略
  - (8) 略
  - (9) 略
  - (10) 略
  - <u>(11)</u> 略
  - (12) 略
  - (13) 略
  - <u>(14)</u> 略 (15) 略
  - (16) 略
  - (17) 略
  - (18) 略
  - (19) 鳥取県の地域ならではの資源及び人材を活か
    - し、地域の活力及び魅力を創造する活動
  - (20) 略

(目的)

第1条 この条例は、ボランティア活動をはじめとす 第1条 この条例は、ボランティア活動をはじめとす る非営利公益活動の促進に関し、基本理念を定め、 県民及び県の責務を明らかにするとともに、県民に よる非営利公益活動の促進に関する施策の基本とな る事項を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域 社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「非営利公益活動」とは、 次に掲げる活動であって、不特定かつ多数のものの 利益の増進に寄与することを目的とするものをい う。
  - $(1)\sim(3)$  略
  - (4) 略
  - (5) 略
  - (6) 略
  - (7) 略
  - (8) 略
  - (<u>9)</u> 略
  - (10) 略
  - (11) 略
  - <u>(12)</u> 略
  - (13) 略
  - (14) 略
  - (15) 略
  - (16) 略
  - <u>(17)</u> 略

- 2 略
- をいう。
- (1) 県内に居住し、又は滞在する個人
- (2) 県内で事業又は活動を行う個人及び非営利公 益活動団体以外の団体
- 4 この条例において「協働」とは、非営利公益活動 団体、県民、市町村及び県が非営利公益活動を実施 するために、互いの特性及び資源の違いを踏まえ 対等の立場で連携し、協力することをいう。

(基本理念)

- ならない。
- 活動の健全な発展のため、非営利公益活動団体及び 県民の自主性及び自律性を最大限尊重するととも に、多様な価値観に基づく非営利公益活動団体及び 県民相互の利害の調整に努めなければならない。
- 3 非営利公益活動団体、県民及び県は、非営利公益 活動の健全な発展のため、それぞれの特性及び資源 を活かした協働を行うことの有効性について認識を 深めるよう努めなければならない。

(非営利公益活動団体の責務)

第4条 非営利公益活動団体は、自己の役割と責任を 自覚し、自らの情報を積極的に公開することによ り、非営利公益活動に対する県民の理解を深めると ともに、非営利公益活動への県民の参加及び協力が 得られるよう努めなければならない。

(県民の責務)

<u>第5条</u> 略

(県の責務)

第6条 略

2 略

2 略

- 3 この条例において「県民」とは、次に掲げるもの 3 この条例において「県民」とは、次に掲げるもの
  - (1) 県内で非営利公益活動を行う個人及び非営利 公益活動団体
  - (2) 県内に居住し、又は滞在する個人
  - (3) 県内で事業又は活動を行う個人及び団体

(基本理念)

- 第3条 非営利公益活動団体、県民及び県は、非営利 第3条 県民、市町村及び県は、県民による非営利公 し、互いの理解と信頼を深めるように努めなければ 互いの理解と信頼を深めるように努めなければなら ない。
- 2 非営利公益活動団体、県民及び県は、非営利公益 2 県民、市町村及び県は、県民による非営利公益活 動の健全な発展のため、県民の自主性及び自律性を 最大限尊重するとともに、多様な価値観に基づく県 民相互の利害の調整に努めなければならない。

(県民の責務)

第4条 略

2 非営利公益活動団体は、自らの情報を積極的に公 開することにより、非営利公益活動に対する県民の 理解を深めるよう努めなければならない。

(県の責務)

第5条 略

2 略

- 3 県は、非営利公益活動及び非営利公益活動団体に 3 県は、非営利公益活動及び非営利公益活動団体に 関する情報を収集し、非営利公益活動団体及び県民 が学習する機会を提供することにより、非営利公益 活動に対する非営利公益活動団体及び県民の理解を 深めるよう努めなければならない。
- 4 県は、非営利公益活動団体又は県民が行う非営利 4 県は、県民が行う非営利公益活動と競合するおそ 公益活動と競合するおそれのある施策の策定及び実 施に当たっては、当該非営利公益活動の妨げとなら ないように配慮しなければならない。

## (協働による業務の実施等)

- 益活動団体又は県民との協働が有効であると認める ときは、当該非営利公益活動団体又は県民と事業目 的、役割分担等を十分に協議して業務を実施するよ う努めなければならない。
- 2 県は、非営利公益活動団体又は県民との協働につ 2 県は、非営利公益活動団体との協働について職員 いて職員の意識を高めるため、必要な措置を講ずる ものとする。

### (非営利公益活動等に対する支援)

- 第8条 県は、非営利公益活動及び非営利公益活動団 第7条 県は、非営利公益活動団体を支援するため、 体を支援するため、<u>次に掲げる</u>措置を講ずるものと する。
  - (1) 非営利公益活動に関する情報の提供
  - (2) 非営利公益活動に関する相談に応ずる体制の 整備
  - (3) 非営利公益活動を支える人材の養成
  - (4) 非営利公益活動に必要な知識及び技能の習得 の機会の提供
  - (5) 非営利公益活動団体相互の交流及び連携並び に非営利公益活動団体と県民との交流及び連携を 図ることのできる機会の提供
  - (6) 非営利公益活動を総合的に促進するための拠 点の整備
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、非営利公益活動 を促進するために必要な措置

# (意見又は提案の聴取)

営利公益活動を促進する施策の策定及び実施に当た 施策の策定及び実施に当たっては、あらかじめ、県

- 関する情報を収集し、県民が学習する機会を提供す ることにより、非営利公益活動に対する県民の理解 を深めるよう努めなければならない。
- れのある施策の策定及び実施に当たっては、県民が 当該非営利公益活動を行うことを妨げないように配 慮しなければならない。

#### (業務の協働実施等)

- <u>第7条</u> 県は、施策の策定及び実施に当たり非営利公 <u>第6条</u> 県は、施策の策定及び実施に当たり非営利公 益活動団体の知識経験を活用することができると認 めるときは、当該非営利公益活動団体と協働して業 務を実施し、又は当該非営利公益活動団体に業務を 委託するよう努めなければならない。
  - の意識を高めるため、必要な措置を講ずるものとす る。

### (情報の提供等)

情報の提供、人材の養成、活動拠点の整備その他の 措置を講ずるものとする。

2 県は、非営利公益活動団体相互の交流及び連携を 促進するために必要な措置を講ずるものとする。

### (意見又は提案の聴取)

第9条 県は、非営利公益活動団体又は県民が行う非|第8条 県は、県民が行う非営利公益活動と関連する

- っては、あらかじめ、非営利公益活動団体又は県民 民の意見又は提案を聴くよう努めなければならな の意見又は提案を聴くよう努めなければならない。
- 2 非営利公益活動団体又は県民は、前項の規定によ 2 県民は、前項の規定による場合のほか、県の施策 る場合のほか、非営利公益活動に関する県の施策に 対する意見又は提案(非営利公益活動団体と協働し て業務を実施することを求める提案を含む。)を知 事に提出することができる。

3 略

(就業環境の整備)

<u>第10条</u> 略

(規則への委任)

<u>第11条</u> 略

附則

(施行期日)

1 略

(検討)

規定及びその実施状況について検討を加え、その結 果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

に対する意見又は提案(非営利公益活動団体と協働 して業務を実施し、又は非営利公益活動団体に業務 を委託することを求める提案を含む。)を知事(地 方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の 規定により知事の権限に属する事務が委任されてい る場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組 織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第14条第2項 に規定する未来づくり推進局長。以下同じ。) に提 出することができる。

3 略

(就業環境の整備)

<u>第9条</u> 略

(規則への委任)

第10条 略

附則

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

2 知事は、平成29年度末を目途として、この条例の 2 この条例は、平成25年3月31日までに延長その他 の所要の措置が講じられないときは、同日限り、そ の効力を失う。

附 則

この条例は、公布の目から施行する。